

安中消防団 安全管理の手引き



令和2年3月

安中市消防団



安中市のマスコットキャラクター
こうめちゃん

目次

1	はじめに	1
2	災害出場時の基本事項	2
	（1） 出場する災害	2
	（2） 出場時の基本事項	2
	（3） 消防団車両のサイレン吹鳴等	3
3	災害活動における安全管理	4
	（1） 火災時	4
	（2） 林野火災時	8
	（3） 風水害時	11
	（4） 行方不明者捜索時	13
【資料1】	安中市消防団火災出場指定表	14



1 はじめに

消防団員は、消防法その他の法令に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神の下、地域防災体制の中核的存在となる非常勤の特別職地方公務員です。

主な任務としては、市民の身体、生命及び財産を火災から保護するとともに、災害を防除し、各種災害からの被害を軽減することとされています。

そのような中、少子高齢化や被用者、いわゆるサラリーマン団員の増加により消防団員数は減少しています。一方で、近年の建物構造の変化により、効果的な消火活動が困難となる事案が予想されることや異常気象に伴う予測できない自然災害が発生するなど、限られた人員での有効な消防団活動が求められております。

これらを受け、安中市消防団では、消防団員が安全かつ効果的に消防団活動を行うことができるよう、各種災害現場での消防団活動と安全管理について整理し、この手引きを作成しました。

なお、この手引きは、内容についても定期的に見直しを図るものとしてします。



安全確保10則

- 1 安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策である。
- 2 災害現場は、常に危険性が潜在する。容易に慣れることなく危険に対する警戒心を緩めるな。
- 3 部隊及び隊員が指揮者の掌握から離脱することは、重大な事故につながる。独断的行動を慎み積極的に指揮者の掌握下に入れ。
- 4 危険に関する情報は、現場の全隊員に迅速に徹底せよ。危険を察知したものは、直ちに指揮本部に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止せよ。
- 5 興奮、狼狽は事故の土壌になる。どんな活動環境においても冷静さを失うな。
- 6 機械及び装備に対する知識の欠如は、事故を誘引する。各種資器材の機能、性能限界を明確に把握し、安全操作に習熟せよ。
- 7 安全確保の基本は、自己防衛である。自己の安全は、まず自身が確保せよ。
- 8 安全確保の第一歩は、防火着装に始まる。完全な着装を常に心がけよ。
- 9 安全確保の前提は、強靱な気力、体力にある。平素から激動に耐え得る気力と体調を持続せよ。
- 10 事事故例は、かけがえのない教訓である。内容を詳細に把握し、行動の指針として活かせ。

2 災害出場時の基本事項

各種災害に出場する場合、消防団員は、次の基本事項を遵守し行動します。

(1) 出場する災害

災害名		要件等
火災	建物	メール配信、防災無線、順次指令システム（原則部長以上）等により覚知したとき ※ 枯草火災については、発生場所を管轄する分団のみ
	林野	
	枯草	
	車両	原則、消防団は出場しません
	その他	
行方不明者捜索		警察機関からの協力要請を団長が認めたとき (状況に応じて事務局から依頼します。)
風水害		(1) 安中市災害警戒本部、安中市水防本部又は安中市災害対策本部からの指示によるとき (2) 消防局長又は安中消防署長からの指示によるとき (3) その他団長が出場を認めたとき (状況に応じて事務局から依頼します。)
地震災害		
雪害		
その他の災害		

※ 火災における各分団出場区分は、資料1 (P14) を参照してください。

(2) 出場時の基本事項

項目	基本事項
人員	✓ 各部最低2人以上で、消防団車両に乗り込み出場する。
	✓ 団員は各詰所に集合し、消防団車両で出場する。 ※ やむを得ず、自家用車で現場に向かう場合は、消防車両の通行や活動の妨げにならない場所へ駐車すること。
服装	✓ 出場時は、ヘルメット、防火衣、長靴（又は編上靴）、皮手袋を着用する。 ※ 公務災害等を防ぐため、半袖等の普段着や、サンダル等では出場しないこと。
走行時	✓ 交通法規を遵守する。
	✓ 消防団車両に備え付けられた、サイレン、警鐘を使用する。
	✓ 赤信号の交差点進入時は、一時停止するなど、必ず安全を確かめる。
	✓ 乗車団員は、必ずシートベルトを着用する。
その他	✓ 原則として、飲酒時は出場しない。 ※ 飲酒時の負傷は、公務災害適用対象外となり得るため。
	✓ 災害現場での喫煙は、原則禁止とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 冬期は、災害現場での放水後の路面凍結等に注意する。 ✓ 活動中に負傷した場合は、速やかに事務局まで報告する。
--	---

(3) 消防団車両のサイレン吹鳴等

道路交通法上の緊急自動車とされており、緊急走行が可能である消防団車両について、次のとおりの運用とします。

なお、サイレン吹鳴を停止した場合又は駐車中の場合は、緊急自動車の特例は受けられませんので注意します。

項目	走行の別	基本事項
サイレン吹鳴 赤色回転点灯 前照灯点灯	緊急走行	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害出場で、緊急走行を行う必要があるとき。 ※ 火災出場中に鎮火報を確認したときは、サイレン吹鳴を停止し、通常走行で現場に向かうこと。
赤色回転点灯 前照灯点灯	通常走行	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害出場において、緊急走行を行う必要がないとき。
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 訓練出場、防火広報、捜索活動時等 ※ 訓練出場の場合は、訓練旗を必ず掲げること。
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ その他、団長があらかじめ指示した場合

3 災害活動における安全管理

災害現場では、危険要素が数多くある環境下で消防活動を実施しなければなりません。活動を行う中では、危険性や状況変化が著しく、消防団員は常に安全に対する配慮と確認を行う必要があります。

そのため、ここに列記する災害現場における行動別の事故防止対策について、日頃から確認しておき、災害現場での安全管理に努めましょう。

(1) 火災時

① 出動

- ✓ 車庫から出動するときは、赤色誘導灯や赤旗等により、歩行者や一般車両に十分注意する。
- ✓ 消防車両の優先通行権を過信しない。赤信号の交差点へは、一時停止を行い、安全を確認してから進入する。
- ✓ 拡声器等を積極的に活用し、車両や歩行者に注意を喚起する。特に避讓車の陰や路地等から飛び出す車両や歩行者に注意する。
- ✓ 火や煙が見えるとそれに気をとられ、注意力が欠落しやすいので、運転者はもちろん全員が一体となって、安全確保に努め運行する。
- ✓ 災害出動は、自己隊だけでなく、他の隊も各方向から出動してくるので、特に交差点や丁字路では、消防車両同士の出会い頭の衝突にも注意する。



② 水利部署

- ✓ 部署時は、吸水処置、ホース延長、資器材搬送等の行動が競合し、衝突する危険があるので、住民等の行動に注意する。
- ✓ 消火栓、防火水槽の蓋は、転落を防止するため、吸管を延長してから開放し、スピンドルドライバーは吸管離脱まで抜かない。
- ✓ 吸管延長時は、吸管のはね返りやつまずきに注意し、消火栓等に結合したら開弁前に必ず吸管を引いてみて結合状態を確認する。
- ✓ 消火栓、防火水槽及び池などへ通行人が転落するおそれがあるので、ロープ等で標示するなど防止措置を行う。
- ✓ 塀越し等の水利に部署するときは、はしご等を用いて2名以上で行う。
- ✓ 河川等転落危険のある水利は、ロープ等で身体を確保して吸管投入等の作業を行う。
- ✓ 積雪・寒冷時は、滑り、転倒に注意し、重心を低くして小股で歩くようにして作業を行う。

③ ホース延長

- ✓ ホースカーを降ろす場合は、後方を確認してから行い、降ろした後は、速やかにホースカーレール等を収納する。
- ✓ ホースカーを移動させるときは、前方、左右、足下に注意し、ブレーキ操作のできる体勢で行う。
- ✓ ホースブリッジを使用するときは、他の交通に注意して2名以上で行い、1名は交通整理を行う。
- ✓ 手びろめ延長時は、しっかりと脇下に挟み込み、結合金具、管鎗の落下、ホースバンドやホースの垂れ下がりに注意する。
- ✓ 軒下等は落下物等の危険があるので、火災建物と平行にならないように延長する。
- ✓ 塀等を乗り越えて延長するときは、積載はしご等を活用する。



④ 送水

- ✓ 機関員は、筒先部署までに時間を要する場合又は筒先位置が確認できないときは「放水はじめ」の伝令を待って送水する。
- ✓ 予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停水できる態勢で送水する。
- ✓ 見通せる場所でも、積載はしご等を利用して高所へホースを延長しているときは、筒先員の放水態勢が完了してから送水する。
- ✓ ホース結合状況を確認して余裕ホースをとり、放口は徐々に開放する。

⑤ 屋内進入

- ✓ 進入前に上部及び周囲を確認し、瓦等の落下しやすいものがあるときは、周囲の消防団員等に注意を促し、とび口やストレート注水などで排除してから進入する。
- ✓ 送水前の筒先進入は、内部進入し過ぎないようにする。また、送水前の筒先は放置しない。
- ✓ 階段、敷居、段差等でのつまずき、踏み外しに注意し、足元を確認しながら進入する。特に夜間は照明器具を活用する。
- ✓ 延長ホースは、つまずき、転倒、捻挫したりするので、絶対に踏まない。
- ✓ 工場内や地下室等は、漏油や放水の水で滑りやすいので小股で慎重に歩く。

- ✓ 石造、レンガ造の建物は、構造材に鉄筋等が使われていないため、一部が崩れると、未燃部分まで一挙に崩壊する危険があるので不用意に進入しない。
- ✓ 木造、防火造の店舗等は、外観上は堅固に見えるが、内部の柱や木ずりが燃焼すると一挙に倒壊する危険があるので、内部の燃焼状況を確認する。
- ✓ 染色、皮革、メッキ工場等には、各種薬品槽があるので、不用意に進入しない。

⑥ 高所進入

- ✓ 積載はしごを架ていする位置は、平坦で堅固な場所を選定する。
- ✓ はしごの架てい角度は75°とし、窓等の開口部に架ていするときは、主かんを窓枠、柱に寄せて横振れ等を防止する。
- ✓ 積載はしごを登降するときは、はしごを確保するか、先端をロープ等で必ず固定する。
- ✓ 登降する者は、横さんを確実に握る。
- ✓ はしご上で放水や破壊作業をするときは、作業姿勢をとり、安全バンド等で身体を確保する。
- ✓ 他隊で架ていしたはしごは、無断で移動しない。
- ✓ 窓等の開口部から進入するときは、窓枠や足場の強度を確かめてから進入する。
- ✓ 開口部を開放するときは、側方に位置し、徐々に行う。
- ✓ スレート屋根や塩化ビニール等の屋根上でやむなく活動するときは、厚板や積載はしご等で足場を確保する。

⑦ 筒先部署

- ✓ モルタル壁体やパラペット等は、火災初期から中期でも倒壊危険があるので、倒壊が予想される場合は、標示テープ等で危険区域を設定し、立入りを禁止する。
- ✓ 木造、防火造建物は、床抜けの危険があるので、部屋の隅や窓際等で行動する。必要により積載はしご等で足場を確保する。
- ✓ 屋根上で注水するときは、ホースを棟上で蛇行させて、ホースのずれ、転落を防止する。なお、積雪又は凍結している屋根には上らない。
- ✓ 柱、梁等に鉄骨材を使用している建物は、熱に弱く変形座屈するので注意する。
- ✓ 倉庫や工場等の収容物の集積場所では、荷崩れが発生しやすいので、安全距離をとる。



- ✓ 材木置き場においては、木材の支持材及び裏側の燃焼状況に配意し、安全距離をとる。

⑧ 注水活動

- ✓ 筒先の開閉は徐々に行い、反動力による転倒を防止する。筒先の保持は、できるだけ2人以上で担当し、安全を確保する。
- ✓ 筒先を離すと危険である。高圧注水で反動力に耐えられないときは、壁体等の工作物で身体を確保したり、噴霧注水を行ったりする。やむを得ないときは機関員に伝え、圧力を下げさせる。
- ✓ 注水をするときは、開始前に室内の状況を確認し、目標、範囲を決定する
- ✓ 熱せられた壁体やシャッターに注水した水が、熱気、熱湯になりはね返る危険があるので、注水時は注意して活動する。
- ✓ 注水開始時には、火煙熱気の吹き返しがある。部署位置は、開口部正面を避けて、斜めに注水し、安全を確認してから正面注水に移行する。
- ✓ 染色、皮革、メッキ工場等にある各種薬品槽、焼き入れ炉等にストレート注水を行うと、飛散や吹き返しがあるので注意する。
- ✓ 防火造建物のモルタルの亀裂、膨らみに注意し、必要により行動を規制する。
- ✓ 寺社等の建造物は、庇部分が長く出しており屋根材が回廊部分に落下しやすいので、回廊部分の通行や部署は避ける。



⑨ 破壊作業

- ✓ 開口部を設定する場合は、内部進入している隊と必ず連絡を取ってから行う。
- ✓ ガラスを破壊するときは、とび口等を活用し上部から徐々に破壊する。窓枠のガラス片は完全に除去する。
- ✓ 高所で作業するときは、命綱で身体を確保する。破壊物は落下させない措置をとり、落下危険範囲には標示テープ等で明示し、他の団員等の進入を抑制する。
- ✓ トタン板の剥離作業は、とび口等を活用し、切創等に注意する。
- ✓ 大ハンマー、斧、とび口等を使用するときは、周囲の安全を確認してから行う。

⑩ 残火処理

- ✓ 疲労や緊張の緩みから注意力が散漫となるので、適宜交替や作業分担を行って、疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
- ✓ 屋根等の高所で活動するときは、足場を安定させ必要により命綱をとる。

- ✓ 屋根等の高所に放水するときは、下方及びその周辺の活動を規制し、安全を確保するための人員配置に配慮する。
- ✓ モルタルの亀裂、膨らみ等や柱等の焼き状況から崩落のおそれがある場合は、強制的に崩落し落下させるか標示テープ等により立ち入り禁止措置をとる。
- ✓ 放水した水が凍結し、滑りやすいときは、姿勢を低くし、小股で慎重に歩く。
- ✓ とび口等で作業する場合は、周囲に作業スペースをとり、必要により安全を確保するための人員を配置する。
- ✓ 木造、防火造の2階、3階部分の残火処理をする場合は、床の抜け落ちによる転落に注意し、必要により命綱をとる。

⑪ 引揚げ

- ✓ 走行中の車両からホース等の積載物を落下させないよう、ロープ等で結着し収納扉やドアは確実に閉める。
- ✓ 疲労等から走行中の信号の見落とし等がないよう、要所要所で確認呼称し、注意力の持続に努める。
- ✓ 車庫入れするとき、歩行者や他の車両と接触しないよう誘導員を置き、原則として、車両左斜後方のおおむね2mの位置で声かけを行い明確に誘導する。
なお、そのときは、シャッターが完全に上がっていることを必ず確認する。
- ✓ 下車するとき、車両のステップは、ぬれて滑りやすいので足元を確認しながら降りる。
- ✓ 資器材を積み替えるときは、相互の連携を密にし、特に重量物は声かけを行い、注意喚起しながら安全に行う。
- ✓ 次回の出動に備え、ホース等積載物品の整理を速やかに行う。

(2) 林野火災時

林野火災は、行動範囲が非常に広く、長時間にわたり不案内の地形での活動を余儀なくされるため、事故が起こりやすくなります。そのため、ここでは、他の火災と分けて留意事項を列記しますので、確認しておきましょう。



① 進入活動

- ✓ 進入隊は、指揮本部と連絡を密にし、部隊の孤立等危険な状態に追い込まれないよう注意する。通信連絡が途絶し、視界が狭く状況判断ができないときは、燃えた跡地や防火帯、大規模な空き地等へ後退する。
- ✓ 各種資器材を持って進入するときは、保護カバーを使用し、安全に保持して、つまずき、転倒の際の受傷を防止する。

- ✓ 進入路のはっきりしない山林は、布きれを枝に結ぶ、立木の皮をはぐ、枝を切って立てるなど目印をつけて退路を確保して進入する。
- ✓ しの、しだ、かや等の原野、切り落とした下枝を放置した山林は、急速に延焼が拡大する危険があるので進入しない。なお、やむを得ず進入するときは、必ず退路を確保する。
- ✓ 延焼が2方向に分かれたときは、その間は火災に挟撃されてきわめて危険な状況に陥るので進入しない。
- ✓ 進入は、できる限り焼け跡や稜線を選び、谷間には進入しないようにする。
- ✓ 樹木の枝、切り株等の突出物が多いので、つまずき、滑り、転倒、踏み抜き等に注意する。
- ✓ 杉、ヒノキ等の植林地に張ってある木起こし用の針金は、枝葉に隠れて視認しにくい場合が多く、顔面等に引っかける危険があるので、気づいた隊員は、布きれ、木の枝等をかけて後続隊員の注意を喚起する。

② 消火活動

ア 共通事項

- ✓ 消火活動は、孤立による危険を避けるため、できる限り複数隊で行い、トランシーバー等を効果的に活用する。
- ✓ 単独行動は極めて危険であるので行わない。必ず複数の隊員で声を掛け合い、その声が聞こえる範囲内で行動する。
- ✓ 延焼状況、風向の変化に注意して行動する。また、急斜面では上方及び風下側の延焼速度が速く危険であるので特に注意する。
- ✓ 晴天の昼間の火災は、炎が見えにくいので注意する。
- ✓ 夜間の火災は、危険が非常に大きいので、原則として活動しない。
- ✓ 側面や後方へ飛び火したとき、送水が中断したとき、又は火炎は見えないが、強い熱気、熱風を感じたときは、危険であるので退避する。
- ✓ 高圧線付近が延焼しているときは、火災により断線した高圧線で感電するおそれがあるので注意する。
- ✓ イノシシ等の動物、マムシ等の毒蛇、スズメバチ等の昆虫類及び漆等のかぶれを生じる植物等に十分注意する。

イ 傾斜地での活動

- ✓ 傾斜地は、落石や転落の危険があり、特に焼け跡の下方は、落石等の危険が大きいので注意する。
- ✓ 傾斜地の上方で活動するときは、火砲に隊員がいることを考慮し、不用意に物を落とさない。

- ✓ 落石を生じさせたとき、又は落石あるいは落石のおそれのある状況を視認したときは、大声で下方の隊員に危険を知らせる。
- ✓ 傾斜地では、焼き物や焼け石等が火の粉を飛散させながら落下し、下方に飛び火するおそれがあるので注意する。
- ✓ 傾斜地に沿って燃え下がっている場合、火勢拡大に伴って上昇気流が起こり、延焼方向が急変するおそれがある。

ウ 注水による消火活動

- ✓ 背負い式水のう（ジェットシューター）で消火するときは、延焼や飛び火等により退路を断たれる危険があるので、周囲の下草等に予備注水をしながら行動する。
- ✓ 傾斜地上方でホース延長により注水を行うときは、火煙、気象等の状況を考慮し、隊員の安全を確認してから行う。
- ✓ 延焼、風向等の状況が急変することを念頭において、余裕ホースを十分にとって行動する。また、急斜面に延長したホースが放水等によりずり落ちるおそれがあるときは、ロープで立木等に結着する。

エ その他の方法による消火活動

- ✓ 火たたきによる場合は、無造作に行くと周囲に火の粉が飛散し、火災を拡大させ、退路を断たれるおそれがあるので、未燃部から延焼してくる火災に向かって行う。
- ✓ 覆土の下の火災は容易に消火されず、再燃することがあるので注意する。
- ✓ 迎え火による場合は、延焼拡大の危険性が高いので、地形、山林の状況、気象条件等を考慮して慎重に行う。
- ✓ 迎え火を行うときは、十分な防火線と多数の隊員を配置し、関係隊員が相互に連絡を密に行う。



③ 避難

- ✓ 指揮者は、気象条件の変化等により延焼状況が急変したときは、延焼方向、風向、地形等を考慮して避難路を決定し、速やかに隊員に指示をする。
- ✓ 火勢や煙の流れを見定めて避難のタイミング、方向を冷静に決定する。特に火災が斜面を上ってくるとき、または山腹を横に燃えてくるときは、上方へ逃げると危険であるので注意する。
- ✓ 隊員は相互に協力して冷静に避難する。

- ✓ 避難するときは、自衛に必要最小限の資器材（スコップ、なた、背負い式水のうち）を携行することとし、避難に負担となる資器材は後続隊員の障害にならない場所に放置する。
- ✓ 煙に包まれたときは、慌てることなく新鮮な冷たい風が吹いてくる方向に避難する。
- ✓ 濡れタオル等で口や鼻を覆って、熱や煙を直接吸わないようにするとともに、姿勢を低くして窪地などで身を守り、周囲に注意して脱出する。
- ✓ 不測の事態の発生に備えて、体力に余力を残しておく。
- ✓ 落雷に十分注意する。活動現場近くで落雷が発生した場合、少しでも雷撃傷の症状がある場合には、重傷となった実例もあるので、必ず病院へ行く。

（3） 風水害時

① 警戒

- ✓ 河川の警戒は、必ず2人以上で行い、ライフジャケットを着用する。
- ✓ 風雨により視界も悪く、路面も水没、倒壊物があるなど悪条件となるので、車両で警戒するときは、周囲に注意して慎重に通行する。
- ✓ 堤防の法面は、滑りやすいので注意し、水位状況の確認等は、固定物に命綱を結着して行う。
- ✓ 強風、突風によって河川等に転落しないように注意するとともに、市街地及び住宅地では、かわら、看板等の落下、飛散物があるので、保安帽を着用し、上方にも注意して行動する。
- ✓ 堤防監視警戒は、決壊等の事態急変に備え、常に退路を念頭におきながら行動する。
- ✓ 電柱が傾斜や倒れている場合は、垂れ下がっている電線に注意し、感電しないようにする。
- ✓ 崖地及び急傾斜地付近の警戒は、落石や土砂崩壊の危険があるので、真下に位置しないように注意する。



② 水防活動

ア 水防資機材等

- ✓ 車両、資器材等は、破堤等を考慮した安全な場所におき、常に整理整頓しておく。
- ✓ 工具・道具類は、結合部や柄に緩みや亀裂がないかをよく確認して使用する。

イ 水防活動

- ✓ 服装は端正にし、気を引き締めて作業を行う。
- ✓ 共同作業は確実に、かつ、指揮車の号令やかけ声により力を合わせて効率的に行う。
- ✓ 掛矢、スコップ等を使用するときは、他の隊員と接触しないよう十分注意する。
- ✓ 水際での作業は、ライフジャケットを着用し、転落したり流されたりしないよう命綱をつける。
- ✓ 重量物を持ち上げるときは、膝を曲げ、十分腰を落とし、背筋を伸ばした正しい姿勢から、下半身で持ち上げ、腰部損傷を防ぐ。
- ✓ 堤防上の作業では、破堤の前兆現象に注意する。
- ✓ 水防活動が長時間にわたり連続作業となるときは、随時交替し、疲労による注意力の散漫に起因する事故を防止する。



ウ 伐採作業

- ✓ 伐採作業に当たっては、器具の点検を十分に行い、安全なものを使用する。
- ✓ 鋭利な刃物器具を使用するので、作業間隔を十分にとり、2名以上で作業するときは、立木の2倍以上の間隔をとる。
- ✓ チェーンソーは、伐採時、前方に引っ張られる危険があるので、スパイクバンパーを木にしっかり食い込ませ作業する。
- ✓ 切り倒す直前には、大声を出して付近の隊員に合図し、退避を確認した後、伐採者も安全な位置に退避する。
- ✓ 多数の竹木を必要とするときは、数本を切り倒したら直ちに搬出し、現場を整理する。

③ 救助及び避難

- ✓ 崖崩れ等の救助時は、必ず監視員を配置し、二次災害を防止する。
- ✓ 崖崩れ等の前兆現象に十分注意し、前兆現象を覚知したときは、直ちに退避する。退避は、土砂の流れる方向と直角の方向とする。
- ✓ 浸水地の避難誘導は、水深が浅い道路を選定し、活動が見渡せる場所に監視員を配置する。
- ✓ 住民の避難は一刻を争うので、持ち物は最小限に制限して身軽にさせる。

【参考】

土砂災害の前兆現象

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山斜面がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目がみえる ・がけからは小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水に流木が混じりだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 		<ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする
嗅覚		<ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする 		

(注) 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

※ 表については国土交通省河川局砂防部「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」(平成18年3月)からの転載、注書については内閣府記載

(4) 行方不明者捜索時

警察機関の行方不明者捜索に協力を依頼された場合、次の点に留意して、活動を行います。なお、捜索活動は、長時間かつ状況によっては山間部での活動となることもあり、団本部及び正副分団長は団員の安全確保を徹底し、関係機関と連携して活動します。

① 捜索活動

- ✓ トランシーバーを活用して連絡体制の確保に努める。
- ✓ 決して単独行動はせず、複数名で活動する。
- ✓ 捜索の主体は警察機関であるので、連携を図りながら活動する。
- ✓ 草むらなどでは、とび口等を活用し捜索にあたる。
- ✓ 傾斜地や転落危険のある場所では、ロープ等による身体確保を行う。
- ✓ 水分補給を定期的に行い、場合によっては、飲料水を携行すること。
- ✓ 行方不明者を発見したときは、身元の確認をするとともに、現場指揮本部に連絡を必ず入れること。また、発見の時間や場所などを記録すること。
- ✓ 行方不明者が発見時に死亡している場合は、現場保存に徹すること。

※ 行方不明者捜索に協力する場合の分団の出場は、原則として団長命により行いません。地元区長等から、分団長へ直接依頼のあったものについては、必ず事務局へ報告をお願いします。

【資料1】安中市消防団火災出場指定表

地区	火災発生場所	第1出場	第2出場	第3出場
安中地区 (第1分団)	中宿・伝馬町・高別当・下野尻・上野尻・古屋・常木・小間・小俣	1-1 1-2 2-1 <u>3-2</u> (伝馬町・上野尻・常木) 5-1 6-1 7-1 <u>8-1</u> (高別当・古屋・小俣)	2-2 2-3 3-2 4-4	旧安中市全域
原市地区 (第2分団)	下町・嶺・仲町・八本木・上町・築瀬・末廣・郷原	2-1 2-2 2-3 2-4 <u>1-2</u> (下町・仲町・上町・末廣) 3-1 3-2 <u>9-2</u> (郷原) <u>13-2</u> (嶺・郷原)	1-2 4-1 8-1 8-2 9-2 13-2	
磯部地区 (第3分団)	上磯部・東上磯部・西上磯部・下磯部・大竹	3-1 3-2 <u>1-1</u> (大竹) <u>1-2</u> (下磯部・大竹) 2-1 2-3 4-1 4-2 <u>12-1</u> ①(西上磯部)	1-1 1-2 2-4 4-3 12-1①	
東横野地区 (第4分団)	中野谷・鷺宮・上間仁田・下間仁田	4-1 4-2 4-3 4-4 <u>1-2</u> (下間仁田) 3-2 <u>12-1</u> ①(中野谷)	1-1 1-2 2-1 5-1 5-2 12-1①	
岩野谷地区 (第5分団)	岩井・野殿・大谷	5-1 5-2 5-3 1-1 <u>3-2</u> (野殿) 6-1	1-2 3-2 4-2 4-3 4-4	
板鼻地区 (第6分団)	板鼻	6-1 1-1 1-2 5-1 5-2	2-1 2-3 4-3 4-4 5-3	
秋間地区 (第7分団)	下秋間・中秋間・東上秋間 みのりが丘・西上秋間	7-1 7-2 7-3 <u>1-2</u> (下秋間) 8-1 8-2 8-3	1-1 1-2 2-2 2-3	
後閑地区 (第8分団)	下後閑・中後閑・上後閑	8-1 8-2 8-3 2-1 7-1 7-2 7-3 <u>13-1</u> (上後閑) <u>13-2</u> (下後閑・中後閑) 14-1	1-2 2-2 2-3 13-1 13-2 14-2	
松井田地区 (第9分団)	新堀・松井田	9-1 9-2 <u>2-4</u> (松井田) 10-1 10-2 12-1 12-2 12-3 13-1 13-2 14-1 14-2	2-1 2-4 3-1 11-1 11-2	旧松井田町全域
臼井地区 (第10分団)	横川・五料	10-1 10-2 9-1 9-2 11-1 11-2 12-3	12-1 13-1 13-2 14-1 14-2	
坂本地区 (第11分団)	原・坂本・峠・入山・西野 牧・北野牧	11-1 11-2 9-2 10-1 10-2	9-1 12-3	
西横野地区 (第12分団)	人見・二軒在家・八城・行 田	12-1 12-2 12-3 <u>3-1</u> (人見) <u>3-2</u> (人見) <u>4-1</u> (人見) 9-1 9-2	3-1 3-2 4-1 4-2 10-1 10-2 11-1 11-2	
九十九地区 (第13分団)	下増田・高梨子・国衙・小 日向	<u>2-2</u> (小日向) <u>8-1</u> (国衙) <u>8-2</u> (下増田) <u>9-1</u> (高梨子) 9-2 13-1 13-2 14-1 14-2	2-2 2-3 8-1 8-2 8-3 9-1	
細野地区 (第14分団)	上増田・土塩・新井	<u>8-3</u> (上増田) <u>9-1</u> (新井) 9-2 13-1 13-2 14-1 14-2	8-1 8-2 8-3 9-1 10-1 10-2	



安中市消防団 安全管理の手引き

令和2年3月 初版 発行

[編集・発行] 安中市消防団（事務局：安中消防署防災係）

群馬県安中市安中1-10-30

TEL：027-381-5881

FAX：027-380-1077
